平成２７年（フ）第４９１号
神奈川県横浜市旭区今宿西町408―１―206
債務者　渡部　建太
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊村健二朗
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７３号
埼玉県川越市大字的場1334―１
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　博司
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２８号
東京都世田谷区松原６丁目20―15―203
債務者　阿部みずほ
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　俊明
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９９号
東京都板橋区南町26―８
債務者　馬場ひとみ
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　隆志
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３号
仙台市青葉区鷺ケ森１丁目９番１号
債務者　鈴木　三史
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
宮城県岩沼市中央４丁目４番16号
債務者　國本知世こと　李　　知世
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
福島市町庭坂字柿ノ下22番地の９
債務者　小野　弘美
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１６号
茨城県常陸太田市寿町501番地の４　寿団地Ｃ―103号
債務者　高津　道男
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７号
茨城県常陸太田市寿町501番地の４　寿団地Ｃ―103号
債務者　高津　惠子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２０号
茨城県水戸市開江町1988番地の６
債務者　鈴木　長夫
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２３号
茨城県ひたちなか市大字高場707番地１
ヴィラ大塚Ｃ棟202号
債務者　伊藤　祐樹（旧姓荻沼）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２３２号
茨城県つくば市二の宮２丁目３番地10　センチュリー時計台Ｉ―302号、前住所東京都足立区本木北町４番14号　サンスカイ　ウエサワ101号
債務者　金城　徹晃
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第９９号
群馬県桐生市川内町５丁目914番地
債務者　田村　利文
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４３５号
新潟市中央区万代６丁目２番11号　泉アパート203号
債務者　高沢　文子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４８号
新潟県燕市下粟生津2736番地13　コーポカプチーノＡ202号
債務者　大石　　剛
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５８号
新潟市北区内沼甲1190番地４
債務者　大滝　淳子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部